

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
目次	目次	目次	
	第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)	
	第2章 原子力災害事前対策	第2章 原子力災害事前対策	
	第1節から第14節 (略)	第1節から第14節 (略)	
	第15節 緊急輸送活動体制の整備	第15節 緊急輸送活動体制の整備	
	1 (略)	1 (略)	
	2 緊急輸送路の確保体制等の整備……………41	2 緊急輸送路の確保体制等の整備……………41	
	(1) 輸送拠点等の把握……………41	(1) 輸送拠点等の把握……………41	
	(2) 道路交通管理体制の整備等……………41	(2) 道路交通管理体制の整備等……………41	
	(3) 広域的な交通管理体制の整備……………41	(3) 広域的な交通管理体制の整備……………41	
	(4) 運転者のとるべき措置についての周知……………41	(4) 運転者のとるべき措置についての周知……………41	
	(5) 道路管理の充実……………41	(5) 道路管理の充実……………41	
	(6) 臨時ヘリポート等……………41	(6) 臨時ヘリポート等……………41	
	(7) 運送事業者等との連携……………41	(7) 運送事業者等との連携……………41	
	(8) 物資の輸送等に関する環境整備……………41	(8) 物資の輸送等に関する環境整備……………41	
	(9) 緊急通行車両 <u>標章事前届出制度の普及の推進</u> ……………42	(9) 緊急通行車両 <u>であることの確認手続の周知</u> ……………42	➤ 防災基本計画 の修正（地震 災害対策編等 との整合）
	第16節から第25節 (略)	第16節から第25節 (略)	
	第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策	
	第1節から第11節 (略)	第1節から第11節 (略)	
	第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	
	1 (略)	1 (略)	
	2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部の とるべき措置……………96	2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部の とるべき措置……………96	
	(1) 県及び市町村の措置……………96	(1) 県及び市町村の措置……………96	
	(2) 警察署、消防署、 <u> </u> 海上保安部の措置……………96	(2) 警察署、消防署、 <u>宮城</u> 海上保安部の措置……………96	➤ 文言の修正
	第13節から第14節 (略)	第13節から第14節 (略)	
	第4章 原子力災害中長期対策 (略)	第4章 原子力災害中長期対策 (略)	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考																																
1	第1章 総 則	第1章 総 則																																	
	第1節から第3節 (略)	第1節から第3節 (略)																																	
	第4節 計画の基礎とすべき災害の想定 1 から 3 (略)	第4節 計画の基礎とすべき災害の想定 1 から 3 (略)																																	
4	表1－4－2 緊急事態区分とEALの枠組み	表1－4－2 緊急事態区分とEALの枠組み																																	
	沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準	沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準																																	
6	<table><tr><th>緊急事態区分 分類</th><th>警戒事態 (Alert)</th><th>施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)</th><th>全面緊急事態 (General Emergency)</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>原子炉制御室</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>原子炉制御室及び 原子炉制御室外操作盤室 が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	(略)				原子炉制御室	(略)	(略)	原子炉制御室及び 原子炉制御室外操作盤室 が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	(略)				<table><tr><th>緊急事態区分 分類</th><th>警戒事態 (Alert)</th><th>施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)</th><th>全面緊急事態 (General Emergency)</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>原子炉制御室</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、 、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に 原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	(略)				原子炉制御室	(略)	(略)	原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、 、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に 原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。	(略)				➤ 原子力災害対策指針の改正
緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																																
(略)																																			
原子炉制御室	(略)	(略)	原子炉制御室及び 原子炉制御室外操作盤室 が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																
(略)																																			
緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地 緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																																
(略)																																			
原子炉制御室	(略)	(略)	原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、 、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に 原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。																																
(略)																																			
	第5節から第8節 (略)	第5節から第8節 (略)																																	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
25	第2章 原子力災害事前対策 第1節から第5節 (略) 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) から (4) (略)	第2章 原子力災害事前対策 第1節から第12節 (略) 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) から (4) (略)	
27	(5) 移動通信系の活用体制 県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、<u>漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</u> (6) (略)	(5) 移動通信系の活用体制 県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話・<u>衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</u> (6) (略)	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）
29	2 (略) 3 通信手段の確保 (1) (略) (2) 通信手段・経路の多様化 ① 防災行政無線等の確保・活用 県は、国、関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備<u>や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用を図るものとする。</u> ②から⑧ (略) 第7節 緊急事態応急体制の整備 1 から 6 (略)	2 (略) 3 通信手段の確保 (1) (略) (2) 通信手段・経路の多様化 ① 防災行政無線等の確保・活用 県は、国、関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備・<u>多重化・耐震化</u>や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用を図るものとする。 ②から⑧ (略) 第7節 緊急事態応急体制の整備 1 から 6 (略)	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行（令和５年１１月）	修 正 後	備 考
31	7 防災関係機関相互の連携体制 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係道府県、関係市町、自衛隊、警察本部、消防本部（局）、<u> </u>海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。 8～11 （略） 第８節から第１２節 （略） 第１３節 避難受入活動体制の整備 1 （略）	7 防災関係機関相互の連携体制 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係道府県、関係市町、自衛隊、警察本部、消防本部（局）、<u>第二管区</u>海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。 8～11 （略） 第８節から第１２節 （略） 第１３節 避難受入活動体制の整備 1 （略）	➤ 文言の修正
37	2 指定避難所等の整備についての助言 （１）指定避難所等の整備 県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。 指定避難所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。 県及び関係市町は<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	2 指定避難所等の整備についての助言 （１）指定避難所等の整備 県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。 指定避難所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。 県及び関係市町は<u> </u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
38	(2) から (7) (略) (8) 指定避難所等における設備等の整備 県及び関係市町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>仮設トイレ、 マット、 簡易ベッド、非常用電源、 衛星携帯電話</u> <u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u> (9) 物資の備蓄に係る整備 県及び関係市町は、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド <u>、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子供にも配慮するものとする。 指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言 (1) から (7) (略)	(2) から (7) (略) (8) 指定避難所等における設備等の整備 県及び関係市町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 (9) 物資の備蓄に係る整備 県及び関係市町は、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド <u>等の簡易ベッド</u>、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や <u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子供にも配慮するものとする。</u> 指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。 3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言 (1) から (7) (略)	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合） ➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）
39	<u>(新設)</u> 4 から 9 (略) 第 14 節 (略)	<u>(8) 県及び関係市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> 4 から 9 (略) 第 14 節 (略)	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和 5 年 1 1 月)	修 正 後	備 考
41	第 15 節 緊急輸送活動体制の整備	第 15 節 緊急輸送活動体制の整備	
	1 (略)	1 (略)	
42	2 緊急輸送路の確保体制等の整備	2 緊急輸送路の確保体制等の整備	
	(1) 輸送拠点等の把握 県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	(1) 輸送拠点等の把握 県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 <u>また、県及び関係市町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）
43	(2) から (8) (略)	(2) から (8) (略)	
	(9) 緊急通行車両 <u>標章事前届出制度の普及の推進</u> 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、 <u>緊急通行車両標章交付のための事前確認制度が適用され、発災前に、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付することが可能となったことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前確認を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u>	(9) 緊急通行車両 <u>であることの確認手続の周知</u> 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、 <u>災害発生前にあらかじめ緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、民間事業者等に対して周知を行うとともに、確認手続の普及を図るものとする。</u>	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）
43	第 16 節 (略)	第 16 節 (略)	
	第 17 節 原子力災害医療体制等の整備	第 17 節 原子力災害医療体制等の整備	
43	1 から 2 (略)	1 から 2 (略)	
	3 原子力災害医療調整官の配置 県は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく	3 原子力災害医療調整官の配置 県は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
	医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等を原子力災害医療調整官とし、県災害対策本部内に配置する。 また、県は、原子力災害医療調整官が国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築するものとする。	医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等を原子力災害医療調整官とし、県災害対策本部内に配置する。 また、県は、原子力災害医療調整官が国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築するものとする。 <u>その他、県は、原子力災害医療調整官が国の原子力災害現地対策本部、国の指定する原子力災害医療協力機関等と調整し、当該協力機関の活動内容に応じた要員の派遣要請、派遣先の決定、受入等に当たる体制を構築しておくこと。</u>	➤ 原子力災害対策指針の改正
	4 から 6 (略)	4 から 6 (略)	
	7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z 内及び P A Z 外であっても P A Z 内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域（以下、これらを含む市町を「P A Z を含む市町等」という。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに P A Z 内及び P A Z 外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。 なお、県及び関係市町は、<u>安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を</u><u>平常時から周知するものとする。</u>	7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z 内及び P A Z 外であっても P A Z 内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域（以下、これらを含む市町を「P A Z を含む市町等」という。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに P A Z 内及び P A Z 外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。 なお、県及び関係市町は、<u>原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を</u><u>住民等へ</u>平常時から周知するものとする。	➤ 防災基本計画（原子力編）の修正
	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 緊急時における配布体制の整備 ① (略)	(2) 緊急時における配布体制の整備 ① (略)	
44	② 県は、関係市町と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、<u>禁忌等</u>について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。	② 県は、関係市町と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、<u>服用不適切者</u>について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。	➤ 文言の修正

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
45	(3) (略) 第18節 物資の調達、供給活動 (1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。 第19節 (略) 第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 (1) から (2) (略) (3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める ものとする。 (4) から (6) (略) 第20節から第23節 (略)	(3) (略) 第18節 物資の調達、供給活動 (1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。 第19節 (略) 第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 (1) から (2) (略) (3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>ものとする。 (4) から (6) (略) 第20節から第23節 (略)	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合） ➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）

9 / 20

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考																										
63	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1 県の緊急事態応急対策活動体制 (1) 災害対策本部の設置基準及び体制 ①から③ (略) ④ 災害対策本部事務局 災害対策本部事務局の組織及び分掌事務等は、表3－4－1のとおりとする。 なお、本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。 表3－4－1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務 <table><tr><th>職 名</th><th>充 当 職</th><th>職 務</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>事務局 チーム・ グループリーダー</td><td>復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護<u>専門監</u> 原子力防災対策<u>専門監</u></td><td>図3－4－1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table> <tr><td>64</td><td> (2) 現地災害対策本部 宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、施設敷地緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置するものとする。 ① 現地本部の組織及び所掌事務 現地本部の組織は、図3－4－2のとおりとし、所掌事務は表3－4－2のとおりとする。なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。 ② (略) </td><td> 第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1 県の緊急事態応急対策活動体制 (1) 災害対策本部の設置基準及び体制 ①から③ (略) ④ 災害対策本部事務局 災害対策本部事務局の組織及び分掌事務等は、表3－4－1のとおりとする。 なお、本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。 表3－4－1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務 <table><tr><th>職 名</th><th>充 当 職</th><th>職 務</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>事務局 チーム・ グループリーダー</td><td>復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護<u>担当課長</u> 原子力防災対策<u>担当課長</u></td><td>図3－4－1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table> (2) 現地災害対策本部 宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、施設敷地緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置するものとする。 ① 現地本部の組織及び所掌事務 現地本部の組織は、図3－4－2のとおりとし、所掌事務は表3－4－2のとおりとする。なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。 ② (略) </td><td> ➤ 県組織改編に伴う体制見直し </td></tr>	職 名	充 当 職	職 務	(略)			事務局 チーム・ グループリーダー	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護 <u>専門監</u> 原子力防災対策 <u>専門監</u>	図3－4－1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。	(略)			64	(2) 現地災害対策本部 宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、施設敷地緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置するものとする。 ① 現地本部の組織及び所掌事務 現地本部の組織は、図3－4－2のとおりとし、所掌事務は表3－4－2のとおりとする。なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。 ② (略)	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1 県の緊急事態応急対策活動体制 (1) 災害対策本部の設置基準及び体制 ①から③ (略) ④ 災害対策本部事務局 災害対策本部事務局の組織及び分掌事務等は、表3－4－1のとおりとする。 なお、本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。 表3－4－1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務 <table><tr><th>職 名</th><th>充 当 職</th><th>職 務</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>事務局 チーム・ グループリーダー</td><td>復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護<u>担当課長</u> 原子力防災対策<u>担当課長</u></td><td>図3－4－1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table> (2) 現地災害対策本部 宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、施設敷地緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置するものとする。 ① 現地本部の組織及び所掌事務 現地本部の組織は、図3－4－2のとおりとし、所掌事務は表3－4－2のとおりとする。なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。 ② (略)	職 名	充 当 職	職 務	(略)			事務局 チーム・ グループリーダー	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護 <u>担当課長</u> 原子力防災対策 <u>担当課長</u>	図3－4－1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。	(略)			➤ 県組織改編に伴う体制見直し
職 名	充 当 職	職 務																											
(略)																													
事務局 チーム・ グループリーダー	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護 <u>専門監</u> 原子力防災対策 <u>専門監</u>	図3－4－1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。																											
(略)																													
64	(2) 現地災害対策本部 宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、施設敷地緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置するものとする。 ① 現地本部の組織及び所掌事務 現地本部の組織は、図3－4－2のとおりとし、所掌事務は表3－4－2のとおりとする。なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。 ② (略)	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1 県の緊急事態応急対策活動体制 (1) 災害対策本部の設置基準及び体制 ①から③ (略) ④ 災害対策本部事務局 災害対策本部事務局の組織及び分掌事務等は、表3－4－1のとおりとする。 なお、本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。 表3－4－1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務 <table><tr><th>職 名</th><th>充 当 職</th><th>職 務</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>事務局 チーム・ グループリーダー</td><td>復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護<u>担当課長</u> 原子力防災対策<u>担当課長</u></td><td>図3－4－1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table> (2) 現地災害対策本部 宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、施設敷地緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置するものとする。 ① 現地本部の組織及び所掌事務 現地本部の組織は、図3－4－2のとおりとし、所掌事務は表3－4－2のとおりとする。なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。 ② (略)	職 名	充 当 職	職 務	(略)			事務局 チーム・ グループリーダー	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護 <u>担当課長</u> 原子力防災対策 <u>担当課長</u>	図3－4－1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。	(略)			➤ 県組織改編に伴う体制見直し														
職 名	充 当 職	職 務																											
(略)																													
事務局 チーム・ グループリーダー	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 災害援護 <u>担当課長</u> 原子力防災対策 <u>担当課長</u>	図3－4－1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。																											
(略)																													

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
	本部長 知事 現地本部長 副知事(担当) 現地副本部長 復興・危機管理部副部長兼 東部地方振興事務所副所長兼総務部長 住民安全チーム リーダー： 東部保健福祉事務所 所員 チーム員： 東部地方振興事務所 所員 東部地方振興事務所登米地域事務所 所員 北部地方振興事務所 所員 気仙沼地方振興事務所 所員 防災関係機関派遣連絡員 関係市町職員 陸上自衛隊員 海上保安部職員 石巻地区広域行政事務組合消防本部職員 登米市消防本部職員 大崎地域広域行政事務組合消防本部職員 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部職員 東北電力株式会社社員 その他本部長が必要と認める機関の職員 モニタリングチーム ※ リーダー： 環境放射線監視センター 所長 チーム員： 環境放射線監視センター 所員 保健環境センター 所員 水産技術総合センター 所員 北部土木事務所 所員 東部土木事務所登米地域事務所 所員 東部土木事務所 所員 気仙沼土木事務所 所員 国派遣の緊急時モニタリング要員 その他派遣要員 ※ 緊急時モニタリング要員に準ずる 医療チーム リーダー： 業務課 課員 チーム員： 医療政策課 課員 東部保健福祉事務所 所員 国派遣の緊急時医療要員 医療機関要員 その他派遣要員 警察チーム リーダー： 県警察本部警備部警備課 災害対策室長 チーム員： 県警察本部警備部警備課 課長補佐 県警察本部員 事務局 事務局長： 原子力安全対策課 原子力防災対策専門監 事務局次長： 原子力安全対策課 原子力防災対策班長 事務局員： 防災推進課 課員 本部長 知事 現地本部長 副知事(担当) 現地副本部長 復興・危機管理部副部長兼 東部地方振興事務所副所長兼総務部長 住民安全チーム リーダー： 東部保健福祉事務所 所員 チーム員： 東部地方振興事務所 所員 東部地方振興事務所登米地域事務所 所員 北部地方振興事務所 所員 気仙沼地方振興事務所 所員 防災関係機関派遣連絡員 関係市町職員 陸上自衛隊員 海上保安部職員 石巻地区広域行政事務組合消防本部職員 登米市消防本部職員 大崎地域広域行政事務組合消防本部職員 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部職員 東北電力株式会社社員 その他本部長が必要と認める機関の職員 モニタリングチーム ※ リーダー： 環境放射線監視センター 所長 チーム員： 環境放射線監視センター 所員 保健環境センター 所員 水産技術総合センター 所員 北部土木事務所 所員 東部土木事務所登米地域事務所 所員 東部土木事務所 所員 気仙沼土木事務所 所員 国派遣の緊急時モニタリング要員 その他派遣要員 ※ 緊急時モニタリング要員に準ずる 医療チーム リーダー： 業務課 課員 チーム員： 医療政策課 課員 東部保健福祉事務所 所員 国派遣の緊急時医療要員 医療機関要員 その他派遣要員 警察チーム リーダー： 県警察本部警備部警備課 災害対策室長 チーム員： 県警察本部警備部警備課 課長補佐 県警察本部員 事務局 事務局長： 原子力安全対策課 原子力防災対策担当課長 事務局次長： 原子力安全対策課 原子力防災対策班長 事務局員： 防災推進課 課員 ➤ 県組織改編に伴う体制見直し		

図 3 - 4 - 2 県の現地本部の組織

図 3 - 4 - 2 県の現地本部の組織

③から④ (略)

(3) から (6) (略)

2 から 7 (略)

③から④ (略)

(3) から (6) (略)

2 から 7 (略)

図 3 - 4 - 2 県の現地本部の組織

図 3 - 4 - 2 県の現地本部の組織

③から④ (略)

③から④ (略)

(3) から (6) (略)

(3) から (6) (略)

2 から 7 (略)

2 から 7 (略)

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考												
68	8 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム _____を設置することとされている。 また、<u>原子力</u>被災者<u>生活</u>支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・ 調整を行うこととされている。 県は、国が設置する<u>原子力</u>被災者<u>生活</u>支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。 9 （略） 第5節 （略） 第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 1 から 4 （略） 5 モニタリングに係る県の組織及び業務 （1） （略） （2）モニタリングチームの業務 モニタリングチームは、表3－6－1に示す職位及び担当で構成する。 （3） （略）	8 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム（以下「被災者支援チーム」という。）を設置することとされている。 また、 _____被災者 _____支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・ 調整を行うこととされている。 県は、国が設置する _____被災者 _____支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。 9 （略） 第5節 （略） 第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 1 から 4 （略） 5 モニタリングに係る県の組織及び業務 （1） （略） （2）モニタリングチームの業務 モニタリングチームは、表3－6－1に示す職位及び担当で構成する。 （3） （略）	➤ 原子力災害対策マニュアルの修正												
77	表3－6－1 モニタリングチームの業務 <table><tr><th>職位及び担当</th><th>概 要</th></tr><tr><td>チームリーダー</td><td>チームの編成及び業務の指揮総括</td></tr><tr><td>サブリーダー</td><td>チームリーダーの補佐及び職務代理</td></tr></table>	職位及び担当	概 要	チームリーダー	チームの編成及び業務の指揮総括	サブリーダー	チームリーダーの補佐及び職務代理	表3－6－1 モニタリングチームの業務 <table><tr><th>職位及び担当</th><th>概 要</th></tr><tr><td>チームリーダー</td><td>チームの編成及び業務の指揮総括</td></tr><tr><td>サブリーダー</td><td>チームリーダーの補佐及び職務代理</td></tr></table>	職位及び担当	概 要	チームリーダー	チームの編成及び業務の指揮総括	サブリーダー	チームリーダーの補佐及び職務代理	
職位及び担当	概 要														
チームリーダー	チームの編成及び業務の指揮総括														
サブリーダー	チームリーダーの補佐及び職務代理														
職位及び担当	概 要														
チームリーダー	チームの編成及び業務の指揮総括														
サブリーダー	チームリーダーの補佐及び職務代理														

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)		修 正 後		備 考
	企画調整担当	<u>1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析</u> <u>2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画</u> <u>3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成</u> <u>4 原子力規制庁緊急時対応センター（E R C：Emergency Response Center）への動員要請リストの作成</u> <u>5 E M Cのすべての文書の原本管理への参画</u> <u>6 E M Cの運営支援への参画</u>	企画調整担当	<u>1 緊急時モニタリング実施計画案の修正</u> <u>2 緊急時モニタリング実施に関する指示書・作業手順書の作成</u> <u>3 緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案</u> <u>4 原子力規制庁緊急時対応センター（E R C：Emergency Response Center）への動員要請リストの作成</u> <u>5 E M C構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集</u> <u>6 E M Cの全ての文書の原本管理への参画</u> <u>7 E M Cの運営支援への参画</u>	▶ 宮城県緊急時モニタリング実施要領の修正
	情報収集管理担当	<u>1 放出源、気象及び経路情報の収集</u> <u>2 連続モニターによる監視</u> <u>3 モニタリング要員の派遣要請</u> <u>4 各担当との連絡（指示伝達及び情報収集）</u> <u>5 モニタリング要員の被ばく管理</u> <u>6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理</u> <u>7 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認</u> <u>8 E M Cの活動内容の記録への参画</u>	情報収集管理担当	<u>1 緊急時モニタリング結果の整理</u> <u>2 気象情報や現地状況等の関連情報の整理及び緊急時モニタリング結果への付与</u> <u>3 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認</u> <u>4 E M Cの活動内容の記録への参画</u> <u>5 E R C放射線班、O F C放射線班、E M C内及び各担当との情報伝達</u> <u>6 情報共有システム、テレメータ及び固定観測局の監視、維持及び異常値への対応</u> <u>7 測定・採取班及び分析班のチーム編成</u> <u>8 指示書の共有及び測定・分析の指示</u> <u>9 関連情報のとりまとめ及び情報収集管理グループへの報告</u> <u>10 分析進捗状況の確認</u> <u>11 測定採取担当のスクリーニング、使用した資機機材等の汚染管理及び安全管理</u> <u>12 緊急時モニタリング結果の再確認への対応</u>	
	分析担当	<u>1 積算線量測定</u> <u>2 環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定</u> <u>3 測定採取担当の資機材準備及び作業場所等の養生</u> <u>4 測定採取担当要員のスクリーニング及び同要員が使用した機材等の汚染管理</u> <u>5 測定採取担当からの採取試料の受領及び試料前処理</u>	測定採取担当	<u>1 作業場所及び測定器の汚染防止のための養生</u> <u>2 測定採取担当からの試料受領及び前処理</u> <u>3 試料中の放射能濃度測定及び測定結果の報告</u> <u>4 分析進捗状況の報告</u> <u>5 分析試料の保管</u> <u>6 大気モニタ及びヨウ素サンプラの遠隔操作</u>	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行（令和5年11月）		修 正 後		備 考
		<u>6 情報収集管理担当への結果等の報告</u> <u>7 情報収集管理担当からの再確認依頼への対応</u> <u>8 分析済試料の管理</u>			
	<u>測定採取担当</u>	<u>1 移動観測車による放射線の測定</u> <u>2 可搬型ポスト及びサーバイメーターによる放射線の測定</u> <u>3 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取</u> <u>4 積算線量計の配置及び回収</u> <u>5 飲料水、農畜水産物、土壌等環境試料の採取</u>	<u>分析担当</u>	<u>1 可搬型モニタリングポストの設置</u> <u>2 モニタリングカー及びサーバイメータによる空間放射線量の測定及び結果等の報告</u> <u>3 飲料水及び土壌等環境試料の採取及び分析担当への引渡し</u> <u>4 屋外で活動する要員の被ばく管理</u> <u>5 大気モニタのろ紙及びヨウ素サンプラの吸着材の回収・設置</u>	
	第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動		第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動		
	1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (1) (略)		1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (1) (略)		
79	(2) 指定避難所等		(2) 指定避難所等		
	① 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数_____等について、住民等に対する周知徹底することについて支援するものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備についても支援するものとする。 なお、県は避難先自治体等からの情報を集約し、避難先の調整を行うものとする。		① 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、_____感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、 <u>家庭動物の受入れ方法</u> 等について、住民等に対する周知徹底することについて支援するものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備についても支援するものとする。 なお、県は避難先自治体等からの情報を集約し、避難先の調整を行うものとする。		➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）
	②から⑤ (略)		②から⑤ (略)		
80	⑥ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、_____ _____ _____食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要		⑥ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、 <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベット等の簡易ベットを設置するよう努めるとともに</u> 、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要		➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行（令和５年１１月）	修 正 後	備 考
	な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、 <u>段ボールベッド、パーティション等の活用状況</u> 、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、 <u>必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、 <u>入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、</u> <u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、</u> 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
	⑦ 県及び避難対象区域を含む市町村は、指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	⑦ 県及び避難対象区域を含む市町村は、指定避難所における <u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>	▶ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）
	⑧ 県および市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を講ずるものとする。	⑧ 県および市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 <u>感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を講ずるものとする。</u>	▶ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）
	⑨ 県は、厚生労働省と連携し、指定避難所等における避難者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 なお、県は市町村と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必	⑨ 県は、厚生労働省と連携し、指定避難所等における避難者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 なお、県は市町村と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
81	要に応じ、仮設トイレ _____ を早期に設置するとともに、 _____ 被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。 ⑩から⑪ (略) ⑫ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、必要に応じ、 _____ 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ⑬ (略) ⑭ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援 <u>による</u> _____ 応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 ⑮ (略) (3) から (4) (略)	要に応じ、仮設トイレ <u>やマンホールトイレ</u> を早期に設置するとともに、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるなど</u>、被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。 ⑩から⑪ (略) ⑫ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u> 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ⑬ (略) ⑭ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援 <u>やブルーシートの展張等を含む</u> 応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 ⑮ (略) (3) から (4) (略)	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合） ➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合） ➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）
82	(5) 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施 県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の流行下においては、避難退域時検査等場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。 (6) から (11) (略)	(5) 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施 県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。 _____ 感染症の流行下においては、避難退域時検査等場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。 (6) から (11) (略)	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合） ➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行（令和５年１月）	修 正 後	備 考
84	(12) 飲食物、生活必需品等の供給 ① 県及び市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u> </u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。 ②から⑦ （略） ２ 自らの判断による措置 (１) から (３) （略）	(12) 飲食物、生活必需品等の供給 ① 県及び市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資料</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。 ②から⑦ （略） ２ 自らの判断による措置 (１) から (３) （略）	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）
86	(４) 防護措置の方法等 I 屋内退避 屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。 ① （略） ② <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症流行下においては、県及び関係市町は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。 また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、対応に当たる職員等の感染症対策を徹底するほか、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているＵＰＺ外の避難先へ避難するものとする。 ③ （略） Ⅱ からⅣ （略）	(４) 防護措置の方法等 I 屋内退避 屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。 ① （略） ② <u> </u>感染症流行下においては、県及び関係市町は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。 また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、対応に当たる職員等の感染症対策を徹底するほか、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているＵＰＺ外の避難先へ避難するものとする。 ③ （略） Ⅱ からⅣ （略）	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
87	V 避難者の輸送 県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。 また、関係市町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症流行下においては、県及び関係市町は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。 第7節の2から第9節まで (略)	V 避難者の輸送 県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。 また、関係市町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。 <u>感染症流行下においては、県及び関係市町は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</u> 第7節の2から第9節まで (略)	➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）
90	第10節 原子力災害医療活動 1 (略)	第10節 原子力災害医療活動 1 (略)	
92	2 原子力医療活動の実施 原子力災害医療活動の実施は、図3-10-2で示す系統図に従って行うものとする。 (1) から (10) (略) 第11節 労働災害時の被ばく医療活動	2 原子力医療活動の実施 原子力災害医療活動の実施は、図3-10-2で示す系統図に従って行うものとする。 (1) から (10) (略) 第11節 労働災害時の被ばく医療活動	
94	(1) 原子力発電所における初期対応 原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等<u>原子力災害</u>拠点病院に消防機関の協力を得て搬送するものとする。 (2) から (5) (略)	(1) 原子力発電所における初期対応 原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等<u>拠点病院</u>に消防機関の協力を得て搬送するものとする。 (2) から (5) (略)	➤ 文言の修正

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和5年11月)	修 正 後	備 考
96	第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 1 (略) 2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置 (1) (略) (2) 警察署、消防署、<u> </u>海上保安部の措置 ①から② (略) ③ 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、海上保安<u> </u>職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。	第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 1 (略) 2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置 (1) (略) (2) 警察署、消防署、<u>宮城</u>海上保安部の措置 ①から② (略) ③ 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、海上保安<u>部</u>職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。	➤ 文言の修正
101	第13節から第14節まで (略) 第4章 原子力中長期対策 第1節 (略) 第2節 緊急事態解除宣言後の対応 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び<u>原子力</u>被災者<u>生活</u>支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする 第3節から第13節 (略)	第13節から第14節まで (略) 第4章 原子力中長期対策 第1節 (略) 第2節 緊急事態解除宣言後の対応 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び<u> </u>被災者<u> </u>支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする 第3節から第13節 (略)	➤ 文言の修正 ➤ 原子力災害対策マニュアルの修正